

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：総務管理費 目：財産管理費

事業名 ぎふ建築担い手育成支援センター運営事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 公共建築課 建築計画係 電話番号：058-272-1111(内4813)

E-mail：c11660@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,525 千円 (前年度予算額：2,064 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,064	0	0	0	0	0	0	0	2,064
要求額	1,525	0	0	0	0	0	0	0	1,525
決定額	1,525	0	0	0	0	0	0	0	1,525

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

建築業は、地域経済を支え、災害時の避難所や災害拠点建物の復旧等により地域社会の安全・安心に寄与する等の役割を担っている。

しかし、建築業界の技術者・技能労働者は高齢化が進行し、また建築・電気設備・機械設備等の設計・施工全ての分野において若年入職者が減少傾向にある。これにより、近い将来ものづくりの担い手確保が困難となり、建築工事の品質確保にも大きな影響を及ぼす恐れがあるため、次世代への技術承継や、次代を担う人材の確保が急務となっている。

そのためには、産学官が一体となり、担い手の確保・育成の取組みを連携して推進していくことが必要である。

(2) 事業内容

建築業界団体、教育機関、行政等で構成する「岐阜県建築担い手育成協議会」を設置し、協議会で策定した活動方針に基づき、効果的で効率的な担い手確保・育成事業を連携・協働して展開するための意見交換、情報交換等を行う。

また、「ぎふ建築担い手育成支援センター」を設置し、各種担い手確保・育成事業の実施や、協議会員等関係機関における事業実施の総合調整等を行う。

【協議会の概要】

○設立：平成29年6月

○協議会員：24名（幹事会員：22名）

○事業内容

・担い手確保・育成施策に関する意見交換

・関係機関の事業や国の施策情報、職場環境改善事例等の情報交換 等

【センターの概要】

- 開設：平成30年4月
- 人員：3名（センター長1名、担当2名）
- 営業：岐阜県職員の勤務時間に関する規則と同じ
- 事業内容
以下の4本を柱とした、各種事業の実施や、関係機関の総合調整等

- ア 魅力発信
 - ・ 建築業界の”しごと”への理解や関心の向上を図る活動を展開する。
- イ 人材育成
 - ・ 建築業界の”しごと”に必要な資格取得、キャリアアップを支援する。
- ウ 担い手確保
 - ・ 誰もが働きやすく、活躍できる職場環境づくり、建築業界への入職促進、離職防止を図る。
- エ 生産性向上
 - ・ 建築業界の生産性向上、省力化を推進するための活動を展開する。

（3）県負担・補助率の考え方

全額県負担

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正（H26）では、担い手の中長期的な育成・確保が発注者の責務であるとされた。

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	260	協議会費用弁償、センター業務旅費
消耗品費	300	事務用品等
会議費	4	協議会飲料
光熱水費	240	センター電気代、空調代
役務費	198	電話・郵便代、センタープロバイダー利用料等
使用料及び賃借料	523	協議会会場借上料、センター共益費・駐車場代等
合計	1,525	

決定額の考え方

4 参考事項

国の状況

担い手3法（改正：平成26年6月4日）において、建設工事の担い手の確保及び育成とその支援に関する責務が追加され、建設業の人材不足について、国においても喫緊の課題として捉えられている。

建設業としての取組みは国及び他県でも行われているが、建築業界に特化した担い手確保・育成事業の取組みは、岐阜県独自である。

※担い手3法：公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

今後の大量退職や人口減少等が想定される中、次を事業目標とし、建築業界の担い手確保・育成や生産性向上、技術継承等を図る各種施策を実施する。

①若年（29歳以下）就業者数：R9年度まで、7,925人（R2国勢調査結果）を維持

②若年就業者数の占める割合：R9年度まで、10.4%（R2国勢調査結果）を維持

【岐阜県の建設業者就業者数】

出典：国勢調査

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
建設業就業者数（人）	115,957	101,182	84,542	80,479	76,184
若年就業者数（人）	24,853	15,749	9,594	7,849	7,925
若年就業者数の割合（%）	21.4	15.6	11.3	9.8	10.4

※建築業界に限ったデータが存在しないため、土木分野を含む建設業としての数値を用いる（以下、目標の達成度を示す指標と実績も同様）。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H27)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R9)	達成率
①若年就業者数 (29歳以下)	7,849人	/	7,849人	7,925人	7,925人	/
②若年就業者数の 占める割合	9.80%	/	9.80%	10.40%	10.40%	/

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	センターを円滑に運営するための執務環境の整備を行った。 執務環境が整い、円滑に運営することができた。
	指標① 目標：7,849人 実績：7,925人 達成率：100.97%
令和 3 年度	センターを円滑に運営するための執務環境の整備を行った。 執務環境が整い、円滑に運営することができた。
	指標① 目標：7,849人 実績：一人 達成率：－%
令和 4 年度	/
	指標① 目標：7,849人 実績：一人 達成率：－%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>建築業界における将来を担う人材の確保・育成は喫緊の課題であり、産学官が一体となり建築業界として確保・育成事業を効果的に実施していくために協議会が必要である。またそのための総合調整機関として、センターの必要性は高い。</p>
<p>・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>協議会での意見交換、情報交換を通じて、構成員間の協働・連携が図られるとともに、ぎふ建築担い手育成支援センターの事業に意見を反映させることで、より実態に即した支援を行うことができている。 協議会の活動及びセンターの運営に係る経費は引き続き必要である。</p>
<p>・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 2	<p>協議会について、内容やタイミング、開催形態等を十分検討し、必要に応じて開催することとしている。またセンターにおいては、ワークショップ24の立地を生かし、隣接する「建設ICT人材育成センター」と連携を取りながら、事業の効率化を図っている。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 建築業界の就労に対しては、ネガティブなイメージが根強いため、協議会の活動に際しては、長期的な視点でのイメージアップが必要である。またセンターのより効果的な運営には、「建設ICT人材育成センター」との更なる連携強化や、「中小企業総合人材確保センター」、労働局、ハローワーク等との連携も必要となる。</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 建築業界、関係機関の意見や利用者のニーズを踏まえ、見直しを加えながら、協議会及びセンターにおいて、魅力発信等の担い手確保・育成施策を継続的に実施していく。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	